

# 重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所 角田医療器株式会社

## 1, 当社の概要

法人名:角田医療器株式会社

法人所在地:岡山県笠岡市笠岡 5891-11

電話番号:0865(63)4040

代表者氏名:角田壮治

設立年月日:昭和 23 年 3 月 3 日

## 2, 事業所の概要

事業所名:指定居宅介護支援事業所 角田医療器株式会社

所在地:岡山県笠岡市笠岡 5891-11

電話番号:0865(69)2774 FAX:0865(62)2295

事業所番号:3370500153

サービス提供地域:笠岡市内(離島部除く) 井原市 福山市(東部出張所管内) 浅口市  
浅口郡里庄町 小田郡矢掛町

営業時間:平日 午前8:30~午後5:30

休日 土曜, 日曜, 祝祭日, 8/13~8/15, 12/30~1/3

※営業時間外や休日であっても、各担当者への直通業務携帯電話、管理者への電話転送にて24時間連絡および相談が可能な体制を確保しています。

## 3, 事業の目的及び方針

要介護状態又は要支援状態にあたる本人及び家族の依頼により、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、居宅サービスの計画を作成する事を目的とします。居宅サービス計画を作成する時の基本方針は、利用者の希望を基礎として要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となる事の予防に資するよう行われると共に、医療サービス連携に配慮して行います。また、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から総合的に且つ効率的に提供されるよう配慮して行う事とします。

## 4, 同事業者の職員体制

職 種	常勤で兼務	常勤で専従
管理者(主任介護支援専門員)	1名	
介護支援専門員		3名以上(利用者の数に応じて増員する)

## 5, 提供するサービス内容

介護支援専門員が居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適切に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。(指定居宅サービス事業所の選択にあたり、利用者及びその家族は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。)
- ③ 提供されるサービスの目的、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。(利用者及びその家族は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置付けた

指定居宅サービス事業所の選定理由をいつでも求めることができます。)

- ④ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

※ 前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成した居宅サービス計画における、訪問介護等(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は別紙のとおりです。

## 6. 経過観察・再評価

居宅サービス計画作成後、次に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及び家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状況について定期的に再評価し、状況の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援等、必要な対応を行います。

## 7. 虐待の防止

事業者は、高齢者の人権擁護や虐待防止の担当者を定め、虐待等に関する指針を作成し、研修や対策を講じています。

## 8. 利用料金

- 1 居宅介護支援利用料は、介護保険給付対象者は不要です。第9条に添って居宅介護支援費は介護保険で賄っている為、事業者に対しては不要です。
- 2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦一ヶ月あたりご提示した金額を頂き、サービス提供証明書を発行致します。  
サービス提供証明書を後日所轄の市町村窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 9. 交通費 …… 実施地域内、外を訪問して指定居宅介護支援を行う場合もそれに要した交通費は必要としません。

## 10. 契約の解約と終了

- 1 利用者は、事業者に対して、通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、契約解除によって事業所に生じた不測の損害を賠償しなければならない。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者の要介護区分が、非該当(自立)、要支援と認定された場合
  - ② 利用者が死亡した場合
  - ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合

11, 事故発生時の対応

事故が発生した場合、当該利用者の家族、サービス事業所、市町村介護保険課、国保連等に連絡を取り、必要な処置を講じます。

12, 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、これを保持します。

また従業員であった者が業務上知り得た秘密を退職後も漏らすことのないように、就業規則の中で確認します。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合には家族の同意を文書により本人から得る事とします。

13, 苦情処理体制

《お客様・相談》窓口担当:角田 崇 (つのだ たかし)

《サービスに対する苦情》:介護支援事業担当:角田 崇 (つのだ たかし)

営業時間:午前8:30~午後5:30

電話番号:0865(69)2774 FAX:0865(62)2295

各市町村(介護保険担当課) 別紙

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

指定居宅介護支援事業所 角田医療器株式会社

説 明 者 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

<事業者>

事業者名 角田医療器株式会社

住 所 笠岡市笠岡5891-11

代表取締役 角田 壮 治 (印)

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

<代筆者>

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<御家族>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)